

要 請 書

2003年7月14日

最高裁判所第三小法廷 裁判官各位

事件番号：平成13年(あ)第169号

無実のゴビンダさんを支える会

1997年におきた、ネパール人男性ゴビンダ・プラサド・マイナリさんを被告人とする強盗殺人事件に関し、私たちは以下のように要請します。裁判官各位が、真実の発見のために慎重な審議をつくし、理にかなった判決を一日も早く出してください、お願いいたします。

被害者の定期入れ発見状況は、上告人の無実を指し示す証拠です

本件被害者である渡辺泰子さんの定期入れは、遺体の発見に先立つ1997年3月12日、東京都豊島区巣鴨の民家の敷地内で発見されました。この場所は、上告人ゴビンダさんにとっては、生活圈とまったくかけ離れた場所であり、警察も多くの捜査員を投入したにもかかわらず、ゴビンダさんとこの場所のつながりを見出すことは出来ませんでした。

私たち、無実のゴビンダさんを支える会のメンバーは、本年6月29日、この定期入れ発見現場を訪れ、付近の状況を調査しました。そして、狭い袋小路に入ったこの発見場所が、土地勘のない人物が偶然立ち入るとはとうてい考えられない場所であることをあらためて確認しました。

一審判決(2000年4月14日)は「第7 解明できない疑問点」として、コンドームの遺棄状況、第三者の陰毛の存在、喜寿荘101号室を被害者が独自に使用していた可能性とともに、この定期入れの遺棄状況を、「被告人を本件の犯人とするには合理的に説明できない疑問点」の一つとして指摘しています。この一審判決は緻密で論理的で、説得力にあふれたものです。しかし、二審判決(2000年12月22日)は、この問題を「証拠上判然とせず、未解明のままであるといわざるを得ない」と認めた上で、「これが明らかでないからといって、それゆえに被告人と本件との結び付きが疑わしいということにならないことは、本件証拠に照らして見易い道理である」という一言で、ゴビンダさんを犯人とするには合理的な疑いを生じさせるこの証拠を強引に無視し、有罪判決を導いています。合理的な疑いを越えて犯人性が立証されなければ有罪とはなしえないという刑事裁判の鉄則が、かくも安易に投げ捨てられることは、とうてい理解できません。

万一、最高裁がこうした杜撰で没論理的な高裁判決をそのまま認めるとすれば、「疑わしきは被告人の有利に」という刑事裁判の鉄則は復古同然となり、司法に対する市民の信頼はとうてい保ち得ないと言わざるをえません。

貴裁判所におかれては、この定期入れ遺棄状況も含め、一審判決が正しく指摘している「解明できない疑問点」とは、つまりゴビンダさんが犯人であることに対する合理的な疑いの数々であることを正しく認識され、一日も早く口頭弁論を開いて、控訴審判決の誤りを正してください、心からお願い申し上げます。

無実のゴビンダさんを支える会

〒160-0016 東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付

留守電・FAX：0426-37-8566